

議案第14号

取手市国民健康保険条例及び取手市国民健康保険財政調整基金設置条例の一部を改正する条例について

取手市国民健康保険条例（昭和34年条例第8号）及び取手市国民健康保険財政調整基金設置条例（昭和53年条例第7号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年3月1日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

国民健康保険法が改正され、国民健康保険制度の財政運営の責任主体が都道府県となることに伴い、取手市国民健康保険運営協議会の法律上の位置付けを明確にするるとともに、国民健康保険財政調整基金を新しい国民健康保険制度に則した規定にする等の所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市国民健康保険条例及び取手市国民健康保険財政調整基金設置条例の一部を改正する条例

(取手市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 取手市国民健康保険条例(昭和34年条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 市が行う国民健康保険<u>の事務</u>(第1条)</p> <p>第2章から付則まで (略)</p> <p>第1章 市が行う国民健康保険<u>の事務</u></p> <p>(市が行う国民健康保険<u>の事務</u>)</p> <p>第1条 市が行う国民健康保険<u>の事務</u>については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(国民健康保険運営協議会の委員の定数)</p> <p>第2条 取手市国民健康保険運営協議会(<u>国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)</u>第11条第2項に規定する協議会をいう。以下「協議会」という。)の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(被保険者とししない者)</p> <p>第5条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定により児童福祉施設に入所している児童、<u>小規模住居型児童養育事業</u>を行う者若しくは里親に委託されている<u>児童又は一時保護が行われている児童</u>であって、民法(明治29年法律第89号)の規定による扶養義務者のいないものは、被保険者とししない。</p> <p>(一部負担金等)</p> <p>第6条 保険医療機関又は保険薬局につい</p>	<p>目次</p> <p>第1章 市が行う国民健康保険(第1条)</p> <p>第2章から付則まで (略)</p> <p>第1章 市が行う国民健康保険</p> <p>(市が行う国民健康保険)</p> <p>第1条 市が行う国民健康保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(国民健康保険運営協議会の委員の定数)</p> <p>第2条 取手市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(被保険者とししない者)</p> <p>第5条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定により児童福祉施設に入所している児童<u>又は小規模住居型児童養育事業</u>を行う者若しくは里親に委託されている<u>児童であって</u>、民法(明治29年法律第89号)の規定による扶養義務者のいないものは、被保険者とししない。</p> <p>(一部負担金等)</p> <p>第6条 保険医療機関又は保険薬局につい</p>

て療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

(1)から(3)まで (略)

(4) 法第42条第1項第4号の規定が適用される者である場合 10分の3

て療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

(1)から(3)まで (略)

(4) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第42条第1項第4号の規定が適用される者である場合 10分の3

(取手市国民健康保険財政調整基金設置条例の一部改正)

第2条 取手市国民健康保険財政調整基金設置条例(昭和53年条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置の目的)</p> <p>第1条 <u>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第75条の7第1項に規定する国民健康保険事業費納付金の納付</u>の円滑化及び<u>保健事業</u>の充実強化を図り、財政の健全な運営に資するため、国民健康保険財政調整基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、基金の運用から生ずる収益を<u>保健事業</u>の費用に充てる場合にあつては、基金に編入しないことができる。</p> <p>(処分)</p> <p>第6条 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。</p>	<p>(設置の目的)</p> <p>第1条 <u>国民健康保険の保険給付費支払</u>の円滑化及び<u>保健施設事業</u>の充実強化を図り、財政の健全な運営に資するため、国民健康保険財政調整基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、基金の運用から生ずる収益を<u>保健施設事業</u>の費用に充てる場合にあつては、基金に編入しないことができる。</p> <p>(処分)</p> <p>第6条 次の各号の<u>一に</u>該当する場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。</p> <p>(1) <u>流行性疾病等のため医療費の支払義務額が予定額よりも著しく上廻ること</u></p>

	<u>となる場合</u>
<u>(1)</u> (略)	<u>(2)</u> <u>医療費の算定基準改正のため保険給付費の支払に困難を生ずる場合</u>
<u>(2)</u> <u>保健事業</u> に充てる場合	<u>(3)</u> (略)
<u>(3)</u> (略)	<u>(4)</u> <u>保健施設事業</u> に充てる場合
	<u>(5)</u> (略)

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。